

循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）

11,688百万円（14,344百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し良好な水環境や健全な水循環の確保、並びに浄化槽分野での地球温暖化対策の取り組みを促進するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実を図る。

この他、内閣府に計上されている地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）により浄化槽整備を推進。

主な内容

（1）低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の実施

浄化槽分野における地球温暖化対策の促進を図るとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、以下による事業を行う。

- ・事業内容 浄化槽市町村整備推進事業における、低炭素社会対応型浄化槽（省エネルギータイプ）の整備への助成

（実施要件）

- 1 浄化槽整備区域内の特定の区域内の普及率を10ポイント以上又は30基以上向上させる計画であること
- 2 低炭素社会対応型浄化槽の整備計画基数中、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を10%以上実施する計画であること

- ・助成率 1 / 2
- ・実施期間 平成22年度から2年間

（2）浄化槽設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去費用に対する助成について、

- ・浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用の助成要件となっている使用年数制限（30年以内）を撤廃する。
- ・単独処理浄化槽に合併処理浄化槽の機能を持たせるための膜処理装置などを設置できないことに限っている助成要件を撤廃する。

2. 事業計画

助成率：1 / 3（低炭素対応型事業、モデル事業1 / 2）

助成先：市町村等

3. 施策の効果

浄化槽の整備推進により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。